

議案第 3 号

四條畷市地域密着型サービス等運営委員会条例の制定について

次のとおり四條畷市地域密着型サービス等運営委員会条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 31 日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

くすのき広域連合の解散に伴い、本市において令和 6 年度以降の介護保険事業を単独実施するにあたり、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するため、新たに四條畷市地域密着型サービス等運営委員会を設置いたしたく、本案を提案した。

四條畷市地域密着型サービス等運営委員会条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、四條畷市地域密着型サービス等運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 地域密着型サービス等の事業を行う事業者の指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービス等の事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の設定に関すること。
- (3) 地域密着型サービス等の介護報酬の設定に関すること。
- (4) その他地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、8人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 福祉、保健若しくは医療に係る団体から推薦された者又はその代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 介護保険の被保険者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 四條畷市地域包括支援センター運営 日額 7,500
協議会委員 」 を

「 四條畷市地域包括支援センター運営 日額 7,500
協議会委員
四條畷市地域密着型サービス等運営 日額 8,500
委員会委員長
四條畷市地域密着型サービス等運営 日額 8,000 に改める。
委員会副委員長
四條畷市地域密着型サービス等運営 日額 7,500
委員会委員 」